

別添2

写

23林政経第181号
平成23年8月12日

福島県農林水産部長 殿

林野庁林政部経営課長
林野庁林政部木材産業課長

きのこ生産資材用のおが粉等並びに調理加熱用の薪及び木炭の安全確保の取組について

きのこ生産資材用のおが粉及びきのこ原木（ほど木を含む。以下同じ。）（以下「きのこ生産資材用のおが粉等」という。）に与える放射性物質の影響に関する科学的知見については、現在、国において調査を実施しているところであります。この結果を踏まえ、食品としてのきのこの安全の確保に向けて必要な措置をとることとしておりますが、消費者の安全な食品の供給に対する要請に対しては、きのこ生産資材用のおが粉等はもとより、調理の加熱に使われる薪及び木炭も含めて早期から適切に対応していく必要があります。

このため、きのこ生産資材用のおが粉等に含有される放射性物質のきのこへの移行係数等に係る知見が得られ、また、調理加熱用の薪及び木炭の放射性物質の加熱された食品への付着の程度等に係る知見が得られ、これらを踏まえた取扱いを追ってお示しするまでの当面の間、貴県におかれでは、別添「特用林産物の安全確保のための対応」に基づき、下記のとおり取り組み、もって安全なきのこの供給を図るとともに、きのこ生産資材用のおが粉等並びに調理加熱用の薪及び木炭の信頼確保及び安定的供給が図られるよう対応をお願いします。

記

- 1 きのこ生産資材用のおが粉等並びに調理加熱用の薪及び木炭の状況の調査
貴県内におけるきのこ生産資材用のおが粉等並びに調理加熱用の薪及び木炭の管理及び譲渡の状況について調査の上、別紙により情報提供をお願いします。

2 要調査特用林産物を生産する事業者に対する要請

1の調査により、次のもの（以下「要調査特用林産物」という。）の存在が判明した場合には、当該要調査特用林産物（3のア又はイに該当することが確認できているものを除く。以下同じ。）について、当面の間、譲渡（有償・無償を問わないものとする。以下同じ。）及び利用の自粛を当該事業者に要請するようお願いします。

ア 原子力発電所の事故後において、屋外に置かれていたきのこ生産資材用のおが粉等並びに調理加熱用の薪及び木炭（シートをかける等風雨にあてない状態で保管されていたものを除く。）

イ 原子力発電所の事故後において、屋外に置かれていた原木（シートをかける等風雨にあてない状態で保管されていたものを除く。）を原料とするきのこ生産資材用のおが粉であって、樹皮を除かずに製造されたもの

ウ 原子力発電所の事故後において、屋外に置かれていた原木（シートをかける等風雨にあてない状態で保管されていたものを除く。）を原料とする調理加熱用の薪及び木炭

3 自粛要請の解除

次のものについては、譲渡及び利用の自粛を解除するものとします。

ア きのこ生産資材用のおが粉等のうち、当該おが粉等から発生したきのこを検査することにより安全が確認された場合における当該おが粉等

イ 調理加熱用の薪及び木炭のうち、表面の放射線量を測定した結果、安全であると確認されたもの

4 要調査特用林産物の管理について

2により要調査特用林産物が滞留する場合には、適切な管理を要請するようお願いします。

5 要調査特用林産物の譲渡先都道府県への依頼

1の調査で得られた情報を基にきのこの検査等を実施する場合において、貴県内に同一ロットのものがいる等貴県による対応が困難なときは、要調査特用林産物を譲渡された事業者・実需者等の協力を得て、きのこの検査による安全の確認等を実施するよう、当該事業者・実需者等が居住し、又は事業活動を行っている都道府県に対して依頼してください。

なお、当職から各都道府県の林産担当部長宛てに、上記依頼に応じていただけるよう依頼済みであることを申し添えます。

本件問い合わせ先
林野庁経営課特用林産対策室
特用林産企画班、特用林産指導班
代表 03-3502-8111（内線6086）
ダイヤルイン 03-3502-8059

特用林産物の安全確保のための対応

- きのこ(食品)については、既に食品モニタリングにより安全の確保が図られているところ。
- 非食品であるきのこ生産資材用のおが粉・原木及び調理加熱用の薪・木炭について、消費者の食の安全確保に対する要請に応えるとともに、信頼確保と安定供給を実現するシステムを構築。

〈対象品目〉～以下に該当するものを対象とする

きのこ用おが粉・原木（原発事故時以降にシートをかける等がなされずに屋外保管されていたもの等）
薪・木炭（原発事故時以降にシートをかける等がなされずに屋外保管されていた原木から生産したもの等）

〈具体的な仕組み〉

ステップ1 (福島県で先行して実施)

実態調査

きのこ用おが粉・原木及び薪・木炭の保管の状況、流通先、供給量、供給時期等

譲渡・利用の自粛

追跡調査が必要なものについて、
譲渡・利用の自粛を要請

追跡調査

流通先都道府県に情報提供し、
モニタリングの協力を要請

モニタリング

〈きのこ用おが粉・原木〉

発生したきのこの検査
→規制値以下の場合

〈薪・木炭〉

表面線量の測定
→安全が確認できる場合

自粛解除

ステップ2

(ステップ1のモニタリングの状況を見つつ必要に応じて、福島県以外にも範囲を拡大して実施)

安全に関する知見に基づく基準の作成(23年度第1次補正等により作業中(10月に前倒し))

基準に適合するものが流通

要調査特用林産物の管理及び譲渡の状況調査

別紙

卷之三十一

要調査林木物とは、(ア)原子力発電所の事故後ににおいて、屋外に置かれていたきのこ生産資材用の薪及び木炭(シートをかける等風雨にあてない状態で保管されていたものを除く。)を原料とするきのこ生産資材用の薪及び木炭(シートをかける等風雨にあてない状態で保管されていたものを除く。)を原